

# 山梨県公報

第二百三十三号

令和三年

十月二十八日

木曜日

## 目次

### 告示

○保安林の指定の予定……………	五四七
○土地改良区連合の定款の一部変更の認可……………	五四七
○道路の供用開始(二件)……………	五四七
○一般競争入札について……………	五四八
○落札者の決定について(二件)……………	五四九
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(三件)……………	五五〇
○換地処分の実施……………	五五一
○屋外広告物講習会の開催の一部変更……………	五五一
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	五五一

## 告示

### 山梨県告示第二百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町相又字上ノ段三七一三、三七三九、三七四〇の一、字南澤三六七三、三六七五
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上ノ段三七一三(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年十月二十一日釜無川右岸土地改良区連合の定款の一部変更を認可した。  
令和三年十月二十八日  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十一月十八日まで一般縦覧に供する。  
令和三年十月二十八日  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐早川線	南アルプス市芦安安通字下安通 一五一番一地先から 南アルプス市芦安倉字家前三 五九番一地先まで	一七〇・〇	令和三年十 一月一日

### 山梨県告示第二百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所

所において、この告示の日から令和三年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨市停車場 場線	山梨市上神内川字古宮一三五番 九地先から 山梨市下神内川字林ノ上二一五 番二地先まで	四〇五・一	令和三年十 月二十八日

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 一般競争入札に付する事項

#### 1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 認証印刷・スキャンシステム構築業務

(二) 数量 一式

#### 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

#### 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和四年三月二十九日まで

#### 4 履行場所 知事が指定する場所

#### 二 事務を担当する所屬 山梨県総務部情報政策課

#### 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この

公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格

のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

### 四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和三年十一月二十二日（月）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

### 五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和三年十一月十五日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

#### 2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和三年十一月十五日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和三年十一月十日（水）午前十

時までで六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年十二月八日(水)午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に令和三年十二月七日(火)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二項の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三一から六までのいずれかに該当する者となった

場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二三三―一四一九)

※ Summary

1 Nature and amount of services required: System construction work for authentication when printing and scanning 1 set

2 Date and time for tender: 1:30PM December 8, 2021

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanaishi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanaishi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年十月二十八日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠 山 和 男

一 落札に係る物品等

(一) 名称 DR装置等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課

(二) 所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一

三 落札者を決定した日 令和三年十月十四日

四 落札者

(一) 名称 マコト医科精機株式会社

(二) 住所 山梨県甲府市飯田一丁目三番三十四号

五 落札金額 三千七百六十二万円

六 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年九月二十七日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年十月二十八日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠 山 和 男

一 落札に係る役務

(一) 名称 病院情報システム構築業務委託

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課

(二) 所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一

三 落札者を決定した日 令和三年九月二十八日

四 落札者

(一) 名称 株式会社テクトロン

(二) 住所 静岡県富士市伝法二千八百十六番地

五 落札金額 三千五百二十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年七月十五日

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DIS上今井複合施設 山梨県甲府市上今井

町七百六十九番外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役 長津克司 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

3 変更の年月日 令和三年四月一日

三 届出年月日 令和三年九月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年二月二十八日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプス市徳永複合施設 山梨県南アルプス市徳永字押出八十三番五外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役 長津克司	第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦

東京都区虎ノ門一丁目二番六号

東京都区虎ノ門一丁目二番六号

- 3 変更の年月日 令和三年四月一日  
届出年月日 令和三年九月二十八日
- 4 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター
- 5 縦覧期間 この公告の日から令和四年二月二十八日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦 東京都区虎ノ門一丁目二番六号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ須玉 山梨県北杜市須玉町大豆田字二ツ木千七十二番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役 長津克司 東京都区虎ノ門一丁目二番六号	第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦 東京都区虎ノ門一丁目二番六号

- 3 変更の年月日 令和三年四月一日  
届出年月日 令和三年九月二十八日
- 4 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター
- 5 縦覧期間 この公告の日から令和四年二月二十八日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（双葉北部地区第二工区）の換地処分を令和三年十月十二日実施した。

令和三年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 屋外広告物講習会の開催の一部変更

令和三年六月十日付けで公告した屋外広告物講習会の開催についての公告を次のとおり変更する。

令和三年十月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催日時を次のとおり変更する。
- 一 開催日時 令和三年十二月十日（金）午前九時十分

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第百二十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和三年十月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第三の三八四の項を次のように改める。

三八四	町道	南巨摩郡富士川町青柳町三、四九二番地二先（小室道橋東詰）から南巨摩郡富士川町最勝寺一、〇六七番地先（町道同士の丁字路交差点）まで	大型自動車、大型特殊自動車（路線バスを除く）	八時から一〇時までの間	鰍沢	令和三年一月二十八日 告示第一二〇号

別表第四の三二二の項を次のように改める。

三二二	市道	甲府市朝日三丁目四番一四号先(市道同士の十字路交差点)から甲府市朝日三丁目三番一七号先(志村方)まで(一〇〇メートル)	車両(二輪のものを除く)	車両進行 西から東へ 七時から二時まで	甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	---	--------------	---------------------------	----	-----------------------

別表第四の六二二の項の次に次のように加える。

六二二	市道	甲斐市篠原一、〇〇六番地三先(市道同士の五差路交差点)から甲斐市篠原九一の番地先(市道同士の十字路交差点)まで(五〇メートル)	車両(軽車両を除く)	車両進行 西から東へ 終日	甲斐	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	---	------------	---------------------	----	-----------------------

別表第五の二七〇の項を次のように改める。

二七〇	市道	甲府市丸の内一丁目二番二号先(桜通り北交差点)	北進する車両(原付・軽車両を除く)	終日	甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	-------------------------	-------------------	----	----	-----------------------

別表第五の五〇八の項の次に次のように加える。

五〇九	市道	甲府市中央一丁目一、二番一五号先(春日あべにゆう南交差点)	東進する車両(原付・軽車両を除く)	終日	甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
五一〇	市道	甲府市中小河原一丁目一三番一八号先(中小河原一号地下道北側十字路交差点)	北進する車両	終日	南甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
五一一	市道	甲府市中小河原町一、五八三番地一先(中小河原一号地下道南側十字路交差点)	南進する車両	終日	南甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号

別表第六の一九一の項を次のように改める。

一九一	市道	甲府市相生二丁目二番一五号先(春日あべにゆう南交差点)	西進する車両(原付・軽車両を除く)	終日	甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	-----------------------------	-------------------	----	----	-----------------------

別表第六の五七四の項を次のように改める。

五七四	市道	甲府市中央二丁目九番一六号先(桜通り北交差点)	南進する車両(原付・軽車両を除く)	終日	甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	-------------------------	-------------------	----	----	-----------------------

別表第六の八三四の項の次に次のように加える。

八三五	市道	甲府市中小河原一丁目一三番一八号先(中小河原一号地下道北側十字路交差点)	南進する車両	終日	南甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	--------------------------------------	--------	----	-----	-----------------------

別表第十の一、三二二の項を次のように改める。

一、三二二	削除				大月	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	----	--	--	--	----	-----------------------

別表第十の一、八二二の項を次のように改める。

一、八二二	県道美し森清里線	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地一先			北杜	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	----------	--------------------	--	--	----	-----------------------

別表第十の二、三五五の項を次のように改める。

二、三五五	県道金山大月線	大月市大月二丁目一五番九号先			大月	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	---------	----------------	--	--	----	-----------------------

別表第十の二、四四〇の項を次のように改める。

二、四四〇	県道市蔵山梨線 市道	山梨市上石森五〇九番地先（鴨居寺入口交差点）	二	部下	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	---------------	------------------------	---	----	-----------------------

別表第十の三、三二四の項を次のように改める。

三、三二四	削除			上野原	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	----	--	--	-----	-----------------------

別表第十の三、四三六の項を次のように改める。

三、四三六	削除			甲斐	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	----	--	--	----	-----------------------

別表第十の四、四七七の項を次のように改める。

四、四七七	削除			鰍沢	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	----	--	--	----	-----------------------

別表第十の四、六〇七の項を次のように改める。

四、六〇七	削除			上野原	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	----	--	--	-----	-----------------------

別表第十の五、五七〇の項を次のように改める。

五、五七〇	市道	笛吹市石和町松本一、四四二番地四七先	二	笛吹	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	----	--------------------	---	----	-----------------------

別表第十の五、六三七の項の次に次のように加える。

五、六三八	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺一、〇六八番地三先（町道同士の十字路交差点）	一	鰍沢	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	----	-----------------------------------	---	----	-----------------------

五、六三九	県道塩平窪平線 市道	山梨市牧丘町西保下二九四番地先	二	部下	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-------	---------------	-----------------	---	----	-----------------------

別表第十四の五〇七の項を次のように改める。

五〇七	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺一、六八三番地先（畔沢橋）から南巨摩郡富士川町最勝寺一、〇〇六七番地先（町道同士の丁字路交差点）まで	一、四六五	車両引（③をく）を 除	三〇	鰍沢	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	---	-------	----------------	----	----	-----------------------

別表第十六の九二〇の項を次のように改める。

九二〇	市道	笛吹市春日居町小松一、〇二〇番地先（県道一宮山梨線と市道との丁字路交差点・東進車両）		笛吹	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	--	--	----	-----------------------

別表第十六の三、一三三三の項を次のように改める。

三、一三三三	削除			鰍沢	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
--------	----	--	--	----	-----------------------

別表第十六の二二、〇七〇の項の次に次のように加える。

一一、〇七一	市道	中央市山之神通団地一丁目三番二号先（市道同士の丁字路交差点・東進車両）		南甲府	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
一一、〇七二	市道	韮崎市穂坂町宮久保六、一四八番地一先（主要地方道韮崎昇仙峡線と県道島上条宮久保絵見堂線との十字路交差点・南進車両）		甲斐	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
一一、〇七三	県道島上条宮久保線	韮崎市穂坂町宮久保六、二一八番地先（主要地方道韮崎昇仙峡線と県道島上条宮久保絵見堂線との十字路交差点・北進車両）		甲斐	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号

一一、〇七四	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺一、〇六八番地三先（町道同士の十字路交差点・東進車両）		鰍沢	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
--------	----	--	--	----	-----------------------

一一、〇七五	市道	笛吹市石和町松本一、四四二番地四七先（市道同士の丁字路交		笛吹	令和三年一〇月二八日
--------	----	------------------------------	--	----	------------

一二、〇七六	農道	笛吹市御坂町尾山四七七番地先 (主要地方道白井甲州線と農道との十字路交差点・南進車両)	笛吹	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
一二、〇七七	農道	笛吹市御坂町尾山三〇五番地一 先(農道同士の丁字路交差点・西進車両)	笛吹	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
一二、〇七八	市道	笛吹市八代町増利四六三番地五 先(県道藤笠石和線と市道との十字路交差点・西進車両)	笛吹	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
一二、〇七九	市道	笛吹市八代町増利一、九五四番地先(県道藤笠石和線と市道との十字路交差点・東進車両)	笛吹	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号

別表第十七の五四九の項を次のように改める。

五四九	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺一、五三番地先(小室道橋南詰)から南巨摩郡富士川町最勝寺一の町道同士の丁字路交差点)までの両側	終日	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
-----	----	--	----	-----------------------

別表第二十四の三〇の項を次のように改める。

二七	削除		甲斐	令和三年一〇月二八日 告示第一二〇号
----	----	--	----	-----------------------